

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年12月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2500367 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2500020 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（請求期間中にB社に名称変更）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで

私は、請求期間において、A社に採用され、後に事業所名がB社に変更となった後も継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間に係る被保険者記録がないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、時期は覚えていないが、A社はB社に名称変更した旨、主張しているところ、C労働局職業安定部の回答によると、A社は、昭和 56 年 1 月 1 日に雇用保険適用事業所として設置され、平成元年 4 月 1 日にB社へ名称変更した後、平成 4 年 4 月 15 日にD社へ名称変更したことが確認できる。

また、D社の元従業員は、請求者のことを記憶しており、請求者と同じ現場で一緒になったことがある旨陳述していること及び複数の元従業員は、請求者のことを記憶している旨回答又は陳述していることから、期間の特定はできないものの、請求者がA社（請求期間中にB社に名称変更）において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる調査を行ったものの、請求期間において、A社及びB社という名称の厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。

また、D社に係る商業登記簿謄本によると、同社の会社成立は平成 4 年 4 月 15 日となっていることから、請求期間当時は、法人ではなかったことが確認できる上、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 6 年 6 月 1 日であり、請求期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、D社は平成 20 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について確認することができない。

加えて、D社の元取締役及び元従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成6年6月1日までに勤務していた期間については、自身で国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答又は陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。